不当要求

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担 当者のみに責任を押し付けることは最も避けるべきです。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

来訪者のチェックと連絡

受付係異又は窓口異は、来訪者の氏名等 の確認と用件及び人数を把握して、対応責任 者に報告し、応接室等に案内する。



2) 相手の確認と用件の確認

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を 忘れないように。



対応場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に 余裕をもって対応できる場所(自社の応接 室)等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等 の指定する場所や、組事務所には絶対に出 向かないこと。やむをえず出向かざるをえな い時は、警察に事前・事後連絡をする。



書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと 詫び状や念書等を書かせたがりますが、後日 金品要求の材料などに悪用します。また、暴 力団員等が社会運動に名を借りて署名を集 めることがありますので署名や押印は禁物



トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が 対応すると、即答を迫られますし、次回以降 からの交渉で「前は社長が会った。お前では だめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を 言え」などと喰ってかかられます。



即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。

暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



对

問 題解決の三原則

暴力団等から不当要求を受けた場合は

- ①組織的に対応すること。
- 2 毅然とした対応を取ること。
- 3早期に相談すること。 が極めて重要です。



対応の人数

相手より優位に立つための手段として、 可能な限り相手より多い人数で対応し、役 割分担を決めておく。



對点時間

可能な限り短くすること。最初の段階で 「何時までならお話を伺います」などと告げ て対応時間を明確に示すこと。対応時間が過 ぎても退去しない場合は、警察に不退去罪で の被害屈を出す旨を告げて警察へ連絡する。



言動に注意する

の場合でする。
の大きを誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。



湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになりかねません。 また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅 しの道具に使用されることがあります。 歓迎するお客さんではありませんので、



対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行 政処分、民事訴訟の証拠として必要です。 相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ 撮影をする。



2)機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センターとの連携 が思い終治につながらます。



迷わず・恐れず警察、

暴追センターへご相談を!!

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター

暴力団を根絶して安全で住み良い福島県の実現に寄与するため、暴力 団員による不当な行為の防止及び被害の救済を図ることを目的に、平成 2年に設立されました。



■郡山相談所 ☎ 024-939-8930



(主な活動内容)

- ・暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- ・民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動
- ・暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- ・少年への暴力団からの働きかけを排除する活動
- ・暴力団から離脱しようとする人を手助けする 活動
- ・暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動
- ·講習·研修活動

